

大分県報

平成三十一年
第三〇五三号
一月二十五日

（金曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一

〇告 示

大分県告示第四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市大字旦野原七百番地

国立大学法人 大分大学

学長 北 野 正 剛

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

大分大学挾間キャンパス

3 設置される特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二

イ 洗浄施設

種 類 洗浄施設

平成三十一年一月二十五日

大分県報（告示）

一

排水口名	排水量及び汚染状態の値	汚水等の処理の方法					汚水等の項目	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力						
		りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度									単位	⑤	④	③	②	①	
排水口A	設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。	三	五	六〇	一〇〇	六〇八	⑤	④	③	②	①	⑤	④	③	②	①	〇・一二m ³ 一基	〇・〇八m ³ 一基	〇・〇六m ³ 五基	〇・〇七m ³ 一基	〇・〇四m ³ 二基
		五	七	八〇	一〇〇	六〇八	⑤	④	③	②	①						〇・一五	〇・〇一	〇・〇七	〇・〇九	〇・〇一

平成三十一年一月二十五日

大分県報(告示)

二

一日当たりの排出水量	単位	項目	汚水 水素イオン濃度	等の 生物化学的酸素要求量	汚染 化学的酸素要求量	状態 浮遊物質	の値 窒素含有量	りん 含有量	その他参考となるべき事項	一日当たりの排出水量	
										mg/ℓ	mg/ℓ
通常 の値	通常 の値	通常 の値	六・一〇六・五	一・二二五	三	〇	一・六二五	〇・六二五	公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ	最大 の値	最大 の値
二三五・二	三〇八・七	最大 の値	六・一〇六・五	二・二五	六	〇	三・二二五	一・二二五			

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
平成三十一年一月二十五日から同年二月十五日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所